

歴史物語の範囲と系列（上）

福田景道

「歴史物語」とはきわめて曖昧な用語である。「歴史物語とは何か」

「歴史物語の本質は何か」などの問いを満足させられる定説はない。歴史書か文芸かという根本的な課題も解決されていない。歴史物語論は数多く試みられているが、その本質的な究明には及んでいないと言わざるを得ない。少し詳しい文学史の記述には必ず取上げられながら、「歴史物語」の本質や特質はほとんど明らかにされていないのが現状である。

その第一の要因は、該当する諸作品から共通項を抽出することを通じて歴史物語全体の性質を帰納しようとする方法自体に存しているように思われる。なぜなら、その際に検討を加えられる作品の範囲が確定されていないからである。たとえば、『栄花物語』と『大鏡』によって歴史物語の属性を考える場合と、『水鏡』や『増鏡』をも加えて平均値を求める場合とでは、かなり事情を異にするであろう。さらに、歴史物語を文字どおり「歴史の物語」の意に解して、軍記物や史論書なども考察の対象に組入れるとしたりまったく別の解答が用意されるに違いない。中古の作品を中心に歴史物語を狭義に捉える立場が根強い一方で、広い視野で歴史書的人格のものを可能な限り加える必要性が、特に中世の歴史物

語への関心にかかわって説かれている¹⁾。

このような混沌とした状況を踏まえた上で、本稿で対象とするのは、まず狭義の歴史物語である。『栄花物語』や四鏡を中心とする狭義の歴史物語作品群にも無視できない共通性が見いだせ、一連のものとして制作され、享受されてきた形跡が顕著に認められるからである。要するに、軍記物や史論書を含まない「歴史物語」を一括する慣行が文学史的に有効であるか否かを吟味することから歴史物語の範囲に関する考察を始めた。

一

狭義の歴史物語の研究史は、大正七年、芳賀矢一によって先鞭がつけられた。

本講義に於て、歴史物語と称するのは、平安時代に発生した仮名物語の歴史をいふのである。栄華物語、大鏡をはじめとして、その大鏡の体裁を襲うた水鏡、増鏡、今鏡等に就いていふのである。前

の三書を三鏡といひ、それに今鏡を交へて四鏡とする。徳川時代になり、荒木田麗女の池の藻屑、月のゆくへもその闕けた所を補つたものである。つまりこれらの物語は自ら同一系統に属するもので、国文で記した歴史として、漢文の歴史に対して興味あるものである。²⁾

この定義は「大学の講義題目としてたまたま『歴史物語』と言う表題のもとに作品を解説した以上の意図に出るものはなかつた」という便宜的なものには違いない。また、歴史物語の性質についても、「仮名物語の歴史」「国文で記した歴史」という以上の内容把握はなされていない。しかしながら、『栄花物語』と四鏡を一括して歴史物語の典型と見なした点は斬新で、その影響は今日に及んでいる。その後、芳賀が指摘した七作品に、新発見の『秋津島物語』が沼沢龍雄らによって加えられて、厳密な意味での歴史物語には八作品が挙げられるようになった。⁴⁾『栄花物語』『大鏡』『今鏡』『水鏡』『秋津島物語』『増鏡』『池の藻屑』『月の行方』の八作品である。明治以降さまざまに用いられていた「歴史物語」という術語は、これ以降は狭義の用法が主流になっていくのである。

ただし、近世成立の『池の藻屑』『月の行方』が「擬歴史物語」として除外されることもあり、一方、『唐鏡』『六代勝事記』『五代帝王物語』などが歴史物語と扱われることも少なくない。極端な場合には『六代勝事記』と『五代帝王物語』が「歴史物語以外のものではない」とまで言われ、『唐鏡』も『栄花物語』『大鏡』らと同じジャンル³⁾と明言されている。「歴史物語」を旧来どおりに「仮名文の国史」「雑史」の意で用いながらも、無批判に該当作品を『栄花物語』と鏡物に局限したところに矛盾があり、混乱が生じるのである。

しかし、大勢としては、歴史物語の性質を究明する際には、今なお、前掲の八作品だけが基準になり続けている。『池の藻屑』などが除かれるとしても、主に成立時期に基づく処置であって、作品の性格は関与していない。たとえば石川徹の「王朝風の物語文体を用ゐて書いた歴史」という理解や、益田宗による「平安時代の諸理想を規範として書き上げられたもの」との把握は、最も積極的に歴史物語の本質を規定する試みであろうが、八作品以外を対象として導かれたものではない。

また、歴史物語を統括する根拠にしばしばあげられる継承性(取上げられる時代の連続性)も、この範囲でのみ言えることである。すなわち『秋津島物語』―『水鏡』―『大鏡』―『今鏡』―『月の行方』―『増鏡』―『池の藻屑』と連ねることによって神代から慶長八(一六〇三)年までの日本通史が完成することが重視されている。この点に限ってみると通史に不要な『六代勝事記』『五代帝王物語』『唐鏡』などは系列外となり、とにかく八作品が確定するかに思われる。ところが、この立場に立つと、『栄花物語』までもが歴史物語の一群から除外されてしまう。同書は『大鏡』や『今鏡』と同じ期間を対象としているのだから、『六代勝事記』や『五代帝王物語』と同様に排除されなければならないであろう。継承性による八作品統括はこの点で不適切なのである。

さて、歴史物語を如上の八作品とする通説の淵源を前近代に遡って求めると、古く『増鏡』序文に辿り着く。

いさ。たゞおろ／＼見及びし物どもは、水鏡といふにや。神武天皇の御代より、いとあら／＼かにしるせり。かの次には、大鏡、文徳のいにしへより、後一条の御門まで侍りしにや。又世継とか、四十帖の草子にて、延喜より堀川の先帝まではすこし細やかなめる。又

なにがしの大臣の書き給へると聞き侍し今鏡に、後一条より高倉の院までありしなめり。まことや、いや世継は、隆信朝臣の、後鳥羽院の位の御ほどまでをしるしたるとぞ見え侍りし。その後の事なん、いとおぼつかなくなりけり。(二四九頁)

ここには、『水鏡』―『大鏡』―『今鏡』―『弥世継』と連続する一系列が明示されて、それをさらに延長させるものとして『増鏡』が位置付けられている。神武天皇から後鳥羽帝治世までの期間について完成していた日本通史をさらに延長する使命をもって『増鏡』は著作されたとの宣言である。同時に、その系列に対して独立する『栄花物語』(『世継』)が同一の範疇に入れられていることも注目される。

これら六作品に、『弥世継』が散佚したために欠如した期間を補う『月の行方』、『増鏡』以降を書き継ぐ『池の藻屑』、『水鏡』以前の神代をも扱う『秋津島物語』を接続させると、芳賀矢一以来の通説的歴史物語作品群と同じものが現出する。厳密な意味での歴史物語とされる八作品の選択は、『増鏡』作者の認識にも等しいのである。この事実は一八作品の選択の正しさを傍証しているとも考えられる。

しかし、『増鏡』序文の把握は公正とは言い難いものである。別に論じたように、『増鏡』は歴史物語の系譜を延長する意図よりも自身の統一性の方をはるかに優先して成立した作品であり、そのために既存の歴史物語諸作品の系列を再編成しようとしたのではないかと推量される。

つまり、『増鏡』が未成立の時点には『大鏡』の後継者を自認する数多くの類書が著作されており、その取り扱う年代はしばしば重複していたのではないかと想像される。たとえば、『今鏡』と『増鏡』との間隙を補填する役割を果たす散佚『弥世継』が、『増鏡』序文にあるとおりの

実態を有していたという保障はない。これを除いた場合、『今鏡』の後に歴史物語空白期間が生まれるであろう。仮に『弥世継』が他の歴史物語に匹敵する規模の充実した作品であったとしたら、『今鏡』か『増鏡』と対象年代を重複させていた可能性が高くなる。『増鏡』に記されるように各作品が整然と間断なく配列できるとは限らない。また、『本朝書籍目録』『仮名』の項に載る『統代系記』が散佚した歴史物語であれば、いずれかの作品と重複していたはずである。同じ目録で『水鏡』と『今鏡』の間に見える『唐鏡』は、収載箇所から判断して歴史物語作品群に属すると見なされていたらしいが、これは異国の歴史を扱い、継承性はまったくかわらない。このように歴史物語やそれと同質の作品が錯綜する状況にあって、『増鏡』は独自の秩序をもってそれらの系列化を試みたことになる。即ち『水鏡』から『大鏡』『今鏡』へと続く時間的連鎖を強調してその中に自らを投入し、定位置したのである。そのために、『今鏡』の後を承けて通史を持続させていた『六代勝事記』と『五代帝王物語』が隠蔽され、『弥世継』を介入させて、『増鏡』が『今鏡』の系列に参入できたと思われる。この時点で、鏡物の継続的著作による通史の完成が、歴史物語的作品群の存在意義と見なされるようになったのではないか。この状況が、『弥増鏡』(散佚)著作の要因を提供し、『統増鏡』が存在していた可能性をも示唆させるのではないだろうか。もしも『増鏡』が存在せず、歴史物語作品群が日本通史として時間的に再編成されなかったとしたら、果して『池の藻屑』や『月の行方』を補作しようという発想が生まれたであろうか。両書は『増鏡』序文の主張に依拠して成立したもので、この点では『増鏡』の忠実な後継者と言える。

したがって、『増鏡』序文と符合する芳賀矢一・沼沢龍雄らの所説は、

歴史物語の範囲を十分に吟味した結果というよりも、『増鏡』の主張を安易に踏襲したものと考えるべきではないだろうか。

そうすると、『増鏡』によって再編成されない段階の歴史物語諸作品の位置付けが改めて問題になる。その場合、『増鏡』以後の成立であっても『増鏡』の歴史物語観に束縛されない作品は考察の対象になり得るが、『月の行方』や『池の藻屑』のように『増鏡』が築いた新秩序に基づいて形成された作品は除外してよい。『弥世継』『続代系記』などの散佚した作品も実態を推測する資料を欠くため、慮外せざるを得ない。また、戦闘の描写に主眼がある軍記物、評論や批判を旨とし、明確な政治目的が看取できる史論書など、性格のはっきりしたものも一応は対象外とする。その中でも通史的歴史叙述は含まれるが、主眼は別のところにあるからである。たとえば、軍記物や史論の中の通史的部分は、戦闘發生の条件として機能したり、自己の主張の根拠となる場合が多く、それ自体は自立せずに戦記や評論の中に吸収されると理解できる。そうでなければ、軍記でも史論でもないであろう。一方、戦場描写や歴史批判に紙幅が費やされていても、それ自体に作品著作の目的が認められない場合には、歴史物語である可能性を考慮しなければならぬ。このような観点から、『増鏡』の主張に囚われないで、歴史物語の範囲と系列を再検討してみたい。

二

ここで、中心的に扱われる八作品以外の歴史物語的作品、通常は境界領域に位置付けられている諸作を一覧しておきたい(前節の考察と一部

重複する)。

『六代勝事記』と『五代帝王物語』は、それぞれ高倉帝から後堀河帝まで、後堀河帝から龜山帝までの時代を対象とする作品である。仮名文による通史的歴史叙述である点で、歴史物語の主要八作品に類同する。

また、両書は、天皇の治世において『今鏡』に直続し、継承性の面においても歴史物語の系譜に入る。繰り返すが、『増鏡』成立以前には『今鏡』↓『弥世継』↓『増鏡』と連なる系流は未だ存在せず、仮名文の日本通史は「今鏡」↓『六代勝事記』↓『五代帝王物語』のように完成していたと想定される。ただし、『六代勝事記』は和漢混淆文体をと、戦闘描写に詳しく、軍記物と区別が付け難い面をもつが、『五代帝王物語』の方は歴史物語ではないという根拠を見いだすのが相当に困難である点で両書は相違する。

『唐鏡』は、聞き手の要求に応じて語り手が中国史を語り伝えるという設定で、鏡物と同様の序文をもつ。当然ながら日本通史の完成に貢献しないし、文章は漢文訓読調になっているが、それ以外には鏡物形式で歴史を叙述する点など『大鏡』以下と区別する要素はない。そのため、『秋津島物語』があり大鏡、今鏡、弥世継、水鏡が出て、神代から安徳帝頃までの歴史物語は存在する。それらに対して支那の歴史を物語風に記したものである^①。「要するにこの書は三鏡の後を追ひ、その表現形式を借つて、支那の歴史を物語らうとしたもの^②」と、昭和初期には歴史物語の一種と捉えられたのであろう。ところが、近年では例外なく説話文学に分類されて歴史物語との関係に触れられることはない。たしかに『唐鏡』は説話文学と共通する性格が顕著で、同時期に翻訳説話集が頻出した事情も考慮すべきであるが、歴史物語の系譜と無縁には決して成立で

きなかった作品である。『大鏡』『今鏡』『水鏡』などにも説話文学的性が見いだされることもあるので、それらと同列に『唐鏡』も扱われるべきであろう。

『梅松論』は、鏡物の体裁が作品世界を強く規制していて、この面では最も『大鏡』に近いが、文体・思想など軍記物と区別できない点も多い。それゆえ、『太平記』との関係から軍記物として扱われる場合が多いが、一方では歴史物語とも認識されている。とりあえず「軍記物語と鏡物が合した」ものと見なしておくほかないのかもしれない。いずれにしても、『唐鏡』と同様に、歴史物語の系譜との関係が改めて注目される。さらに、『梅松論』の影響下にあると言われる『源威集』も看過できない。

『保暦間記』は、鏡物の形式をとらないが、広く保元から暦応の約二百年間を仮名文で叙述したもので、『六代勝事記』などと同様の歴史叙述である。これを歴史物語と見なす立場もあるが、他の作品との間に継承関係などは見いだせない。

このほか、作品全体として見ると明らかに軍記物であるとはいえず、『保元物語』には歴史物語的一面が指摘されている。さらに、それ以外の軍記物諸作品、『愚管抄』『神皇正統記』などの史論書も、周縁に位置する作品群として、視野に入れておく必要がある。漢文体でも『吾妻鏡』などに歴史物語と相通じる一面がある。『豊鑑』『松蔭日記』なども近世の著作とはいえず、『増鏡』の影響がそれほど強いわけではなく、歴史物語史に独自の地位を築き得るであろう。このように、仮名による歴史叙述は多様化し、特に中世においては歴史物語と呼ばれる一群とほとんど区別できないのである。歴史物語とは見なせないにしても、類縁関係を

もつ作品が増加する傾向がたしかに看取できる。その中にあって、対象とする治世において歴史物語の系譜に組み入れられる『六代勝事記』『五代帝王物語』、鏡物形式を堅持する『唐鏡』『梅松論』の四作品については、歴史物語の範囲を画定する上でも、歴史物語史を構築する上でも決して軽視できないであろう。

なお、以上の諸作品に関して、物語文体を採用しない点をもって、歴史物語から排除する見解が少なからず見られる。しかし、その方針に従えば『秋津島物語』や『水鏡』に対しても同様の指摘がなされなければならなくなる。『大鏡』の文体についても問題が生じるであろう。そもそも、これらの作品の場合、文体は素材によってほぼ決定されるのではない。主要八作品においても、女流日記・歌集・説話・漢籍などが適宜素材となり、その痕跡を文体上に色濃く残しているのである。素材の面からは説話集や軍記物と区別できないのである。したがって、どのような材料を採用するかという執筆姿勢を問題にする場合のほかに、文体は歴史物語の範囲究明にほとんど寄与しないように思われる。

三

さて、物語文学・日記文学・軍記物・説話文学など、近接するジャンルの作品群と比べて、歴史物語は続編を生じやすいという特徴をもつ。『栄花物語』には続編十巻が次々に追加され、『大鏡』の続編として『今鏡』が補作されている。鏡物諸作品が一体となって日本通史を形成するのも続編を補充する営みに異ならない。続編を連ねて複数の作品を一貫して享受できる点に歴史物語の大きな特色があると言えよう。『増鏡』

作者が五作品だけを特記し、芳賀矢一が七作品を選び、沼沢龍雄が八作品を認定した根拠はここにあった。

この特徴自体は、歴史物語の範囲を実質的に規定するものではないが、続編の補作を促す要因が歴史物語の通性にかかわっている可能性は高く、注目に値する。

『大鏡』を受け継ぐ『今鏡』は古くは「新世継」(畠山本)「続世継」(蓬左文庫本など)とも呼ばれていた。本文を見るかぎりでは、「今鏡」または「小鏡」と名付けられたと推定され、語り手の設定を見ても明らかに『大鏡』の続編として「鏡」のつく呼称が志向されている。それにもかかわらず『今鏡』は「世継」の一種と認識される名称で呼ばれていた。これをもって『今鏡』が『世継』すなわち『栄花物語』の続編と見なされていたと通常は理解されているが、両書の内実はその理解に反する。『栄花物語』と『大鏡』が同等に「世継」「世継(の)物語」などと別称されていた事実を考え合わせると、むしろ三書が「世継」として同類視されていたことを重視すべきであろう。この事実によって、正編続編の關係で強固に連携する『大鏡』と『今鏡』に加えて、『栄花物語』も同類視されるのである。対象年代で孤立する『栄花物語』を鏡物の系列と一括するには、「世継」という性格によるしかないのかもしれない。このように歴史物語の先行三作品と深くかかわる「世継」とは何を意味するのであろうか。また、どのように理解されてきたのであろうか。早く、伴信友が『比古婆衣』においてこの語に注目している。

世継とはもと御世々々の事を継々に語るうへの詞なるを其を書しるせる書どものなべての名にもいへり²⁷⁾

「世継」の語構成と、用例が書名に集中することから導かれた、穩当

な見解である。これを承けて、次のように「世継」は「歴史」と同義に理解されるようになった。

世継といふのは世の次々即ち世々の跡といふ程の意味で、私共が歴史といつてゐるのと大よそ同じ程の意味に用ひられてゐる²⁸⁾

「世継」とは、歴史を意味する。(中略)私撰の、しかも仮名(和文)で記されたものが「世継」である。²⁹⁾

この考えに従えば、歴史物語は即ち「世継物語」ということになる。「歴史物語はいちおう『世継物語』をよぶ近代的なテクニックと考えてよい」とさえ言われている。

しかし、「世継」は「歴史」そのものを意味していない。「世」は単なる時間を表わすのではなく、「世代」の「世」、特に天皇の御世、治世に近いように思われる。少なくとも『栄花物語』や『大鏡』の「世」はほとんどが治世に結び付く。そして「世継」とはその「世」を継承する意、治世を次々に受け継ぐ意に解釈できる。その点、西尾陽太郎のその世継という称呼も、単なる世代の継承の意味というより、やはり各代天皇紀という意味をもこめていたのではないか³⁰⁾

という推測を支持したい。「世継ぎの物語といふのは、歴史の書といふ意味である」と言う折口信夫もその根拠として「世継ぎといふのは系図で、系図の順序を追うたものが歴史の書であつた」と述べる³¹⁾。菅野雅雄によると、「世継」とは「天皇の御聖代を寿ぐ意であり、同時に、歴史の根幹||系図の意でもあつた」ということである³²⁾。

結局、「世継」とは天皇家の系図であり、その「世継」を基幹とする書物もまた「世継」と呼ばれたと考えるべきではないか。

この推定は、「世継」三書が天皇家の系譜・系図を基幹に成り立って

いる点から傍証できる。『栄花物語』については、前半の記録的部分を「編年日誌に属する部分」と「系図の文章的表现の部分」に二分し、特に後者を重視する見解がある³⁴。この「系図」は天皇の系図とそれと交錯する臣下の系図であるし、「日誌」は「天皇の即位・退位」などとその周辺の権臣の叙位・任官などで構成されている。ともに天皇の地位が中核にある。いかに作品全体を御堂関白道長の栄華が覆い尽くすとしても、その栄華が天皇との姻戚関係に基づくという歴史観を固守する限りは、天皇位の帰趨、皇位継承過程が作品の根幹を形成せざるを得ないであろう。

『大鏡』の歴史叙述は歴代の系譜から成る「天皇本紀」から始まっている。『今鏡』も最初の約三分の一の分量を「天皇本紀」(「すべらぎ」)に費やす。そこに叙述されるのは皇位継承史そのものと言ってよい。両書が「世継」と呼ばれる一因はここにある。この場合、「世継」を皇位(治世)の継承と同義に見なして差支えないであろう。それを図示すると天皇家の系図になる。「世継」とは皇位継承過程を明示したものであり、それを機軸とする歴史叙述(あるいは「歴史の物語」)なのである。なお、『大鏡』が皇位継承過程を機軸に構想されていることは別に論じたことがある³⁵。「水鏡」や「増鏡」にも同様の性格があることにもかつて論及した³⁶。「秋津島物語」は「水鏡」の欠を補うものと言われ、神武天皇以前の神々の系譜を皇位継承過程になぞらえて語ったものという一面を認めてよい³⁷。

『六代勝事記』と『五代帝王物語』は、書名からも明らかのように、六代と五代の皇位の変遷を主軸にしているし、両者が一体となって十代の治世の連続を提示していることになる。『六代勝事記』では後鳥羽院

の皇統に強い関心が払われ、『五代帝王物語』では後嵯峨院に至る皇位の継承過程が主題となっている⁴⁰。足利幕府に主眼があると言われる『梅松論』も天皇の治世との関係のもとに將軍の歴史を略述し、後鳥羽院以降の歴代とそれぞれの在位年数を列挙している。ここに「世継」が含まれていると言ってよいであろう。過去に遡って皇位継承過程を丹念に辿っている点は軽視できない。『唐鏡』は中国の皇帝(王朝)の継承史(変遷史)と解釈できる。このように、皇位継承史(「世継」)を含む点で、歴史物語と見なせる諸作品は統括できるのである。すなわち、その作品群には、前掲の主要八作品や『六代勝事記』『五代帝王物語』が明確に該当し、『梅松論』『唐鏡』などもそれに加えられると思われる。同じ性質は一部の軍記物や史論書にもあてはまるはずであるが、歴史物語作品群の場合はそれが作品形成の根基となって、全体を規制している点で異なるのではないだろうか。

そして、事実として皇統が永続しているために、各作品の皇統譜は容易に接続できる。皇位継承過程を基底に潜在させる諸作品は、その基底の部分で連結し得ると考えられる。換言すれば、歴史物語は「世継」を核とすることで共通し、「世継」を介して統編を量産するのである。

注

- (1) 伊藤敬「歴史物語と史論」(中世文学会編『中世文学研究の三十年』昭和六〇年一〇月、中世文学会刊。後に同著『増鏡考説―流布本考―』平成四年、新典社刊)に再録。山下宏明『増鏡』の世界」(『名古屋大学文学部研究論集(文学)』第三号、昭和五一年三月)・小峯和明「中

歴史物語の範囲と系列(上)(福田)

- 世の歴史叙述研究の軌跡と展望」(『国文学解釈と鑑賞』第五四卷第三号、平成元年三月)なども同様の立場に立つ。
- (2) 芳賀矢一「歴史物語」(『芳賀矢一遺著』昭和三年、富山房刊) 一・二頁。
- (3) 益田宗「歴史物語―暗中模索的素描―」(『国文学解釈と鑑賞』第二八卷第一号、昭和三八年一月)。
- (4) 沼沢龍雄「歴史物語の研究」(『日本文学講座』第三卷、昭和九年、改造社刊) など参照。なお、昭和五四年刊の松村博司著「歴史物語 改訂版」(塙書房) などでもこの八作が取り上げられている。
- (5) 松村博司著前掲書(4) 六一〇頁参照。
- (6) 岡一男「歴史物語(第一稿)」(『日本文学講座』第二卷、昭和二五年、河出書房刊。同著『古典追遙―文学字試験論―』(昭和四六年、笠間書院刊)に再録)。
- (7) 加納重文「歴史物語の性格」(『国文学解釈と鑑賞』第五四卷第三号、平成元年三月。同著『歴史物語の思想』(平成四年、京都女子大学刊)に再録)。
- (8) 岡一男「歴史物語(第二稿)」(『日本文学講座』4「中古Ⅱ」昭和四三年、三省堂刊。同著前掲書(6)に再録)。
- (9) 石川徹「歴史物語の発展とその史的地位」(『国文学解釈と鑑賞』第一五卷第五号、昭和二五年五月。同著『平安時代物語文学論』(昭和五四年、笠間書院刊)に再録)。
- (10) (3)に同じ。
- (11) 『増鏡』の引用は、時枝誠記・木藤才蔵校注「増鏡」(『神皇正統記増鏡』日本古典文学大系87、昭和四〇年、岩波書店刊)による。
- (12) 拙稿「歴史物語の系譜と『増鏡』―継承性と自律性の観点から―」(『島大國文』第二〇号、平成三年十二月) 参照。
- (13) 『弥世継』の問題については、拙稿『今鏡』に描かれる藤原道長の栄華―残映としての『大鏡』―(『島大國文』第一八号、平成元年一月) 及び前掲拙稿(12) 参照。
- (14) (12)に同じ。
- (15) 和田英松「増鏡の研究」(『日本文学講座』第三卷、昭和九年、改造社刊。同著『重修増鏡詳解』附録(昭和一〇年、明治書院刊)・同著『国史説苑』(昭和一四年、有精堂刊)に再録) など参照。
- (16) (12)に同じ。
- (17) 山岸徳平「日本文学書目解説(三) 鎌倉時代(下)」(『岩波講座日本文学』昭和七年、岩波書店刊)。
- (18) 吉沢義則著『鎌倉文学史』(昭和一五年、東京堂刊) 一五三頁。
- (19) 池田利夫「唐鏡」(『日本古典文学大辞典』第二卷、昭和五九年、岩波書店刊)、木下資一「唐鏡」(大曾根章介他編『説話文学』研究資料日本古典文学第三卷、昭和五九年、明治書院刊)、高橋貢「唐鏡」(志村有弘他編『説話文学史―説話文学小辞典―』昭和六二年、明治書院刊)、小島孝之「唐鏡」(三木紀人編『今昔物語集宇治拾遺物語必携』別冊国文学第三三三号、昭和六三年一月) など。
- (20) 坂本太郎「梅松論」(同著『日本の修史と史学』昭和三年、至文堂刊。同著『修史と史学』(坂本太郎著作集第五卷、平成元年、吉川弘文館刊)に再録)、加美宏「梅松論解説」(同他校注『梅松論』新撰日本古典文庫、昭和五〇年、現代思潮社刊) など。
- (21) 長谷川端「梅松論」(『日本古典文学大辞典』第五卷、昭和五九年、岩

- 波書店刊)、和田英道「『梅松論』—南北朝内乱を描いた文芸」(『国文学解釈と鑑賞』第五四卷第三号、平成元年三月)など。
- (22) 坂井衡平著『新撰国文学通史 中巻』(大正一五年、三星社刊)三〇一頁。安井久善「歴史物語」(有吉保編『中世日本文学史』昭和五三年、有斐閣刊)、益田宗「梅松論」(『国史大辞典』第一巻、平成二年、吉川弘文館刊)なども軍記物と歴史物語の両要素を均等に認めている。
- (23) 伊藤敬前掲論文(1)。
- (24) 山下宏明「いま一つの歴史物語」(『陽明叢書国書篇月報』四、昭和五〇年二月)。
- (25) (1)に同じ。
- (26) 『日本紀私抄』には「統代継」とある。
- (27) 伴信友著『増訂比古婆衣中』(古典文庫、昭和五八年、現代思潮社刊)二二一頁。
- (28) 岩橋小弥太「世継考」(同著『上代史籍の研究 第二集』昭和三三年、吉川弘文館刊)三二九頁。
- (29) 橘健二「世継の系譜」(山岸徳平他編『堤中納言物語・大鏡』日本古典鑑賞講座第十巻、昭和三四年、角川書店刊)。
- (30) (8)に同じ。
- (31) 西尾陽太郎「平安時代後期の歴史思想—世継・鏡類と愚管抄—」(『日本における歴史思想の展開』昭和三六年、東北出版刊。昭和四〇年、吉川弘文館刊)。
- (32) 折口信夫『日本文学啓蒙』(昭和二五年、朝日新聞社刊)全集第十二巻二五五頁。
- (33) 菅野雅雄「大鏡の構想にみる伝承的要素」(『国学院雑誌』第六五巻第一二五頁)。
- 歴史物語の範囲と系列(上)(福田)
- 五号、昭和三九年五月。同著『古事記説話の研究』(昭和四八年、桜楓社刊)に再録。
- (34) 時枝誠記「栄花物語を読む—その文面から系図を読みとるための国語学的方法—」(『国語と国文学』第四一巻第一〇号、昭和三九年一〇月。河北騰編『大鏡・栄花物語』(日本文学研究大成、昭和六三年、国書刊行会刊)に再録)。
- (35) 拙稿「『大鏡』の編年史的側面—『栄花物語』の克服と追認—」(『島根大学教育学部紀要』第二二巻第二号、人文・社会科学編、昭和六三年一二月、篠原昭二『栄花物語』『大鏡』の歴史観—皇位と権勢—」(『人文科学科紀要』(東京大学教養学部)第九一輯、平成二年三月。同著『源氏物語の論理』(平成四年、東京大学出版会刊)に再録)など参照。
- (36) 拙稿「『大鏡』の構想と皇位継承過程—「正統」の確定と顕在化—」(『島大國文』第一七号、昭和六三年一月)など。
- (37) 拙稿「『増鏡』の世界—「皇位継承」の意義をめぐって—」(『日本文化論叢』第二号、昭和五八年三月)・「『水鏡』構想論序説—政治史的側面と『大鏡』の継承—」(『論叢』(秋田短期大学)第三八号、昭和六一年一月)など。
- (38) 沼沢龍雄「桂宮本『秋津島物語』」(『松井博士古稀記念論文集』昭和七年、目黒書店刊。後に『歴史物語Ⅱ』(日本文学研究資料叢書、昭和四八年、有精堂刊)に再録)など。
- (39) 拙稿「『秋津島物語』の輪郭—「歴史物語の範囲と系列」補説—」(『国語教育論叢』第四号、平成六年二月刊行予定)参照。
- (40) 弓削繁「『五代帝王物語』の主題をめぐって」(『後藤重郎先生古稀記念

歴史物語の範囲と系列（上）（福田）

『国語国文学論集』平成三年、和泉書院刊）参照。